

○高岡市建設業者選考審議会規程

平成17年11月1日

訓令第18号

(設置)

第1条 本市建設工事（以下「工事」という。）の適正な施行を図るため、高岡市建設業者選考審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(業者の選定)

第2条 工事を請負させようとするとき、及び建設用資材を購入しようとするときは、管財契約課長は、審議会に対し工事請負業者又は建設資材業者（以下「業者」という。）の選定を求めなければならない。ただし、軽易なものについては、これを省略することができる。

(審議事項)

第3条 審議会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 業者の資格審査

(2) 業者の選定

(審議会の構成)

第4条 審議会は、次の者をもって構成する。

(1) 副市長

(2) 総務部長

(3) 当該工事の施行を担当する部局の長

2 前条の審議を行う場合には、必要により審議会に次の者を加えることができる。

(1) 当該予算を主管する部局の長

(2) 当該工事の施行を担当する課の課長

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員長において必要と認める者

(委員長)

第5条 審議会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、審議会の会務を処理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名された委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、管財契約課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第14号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。